

## 新潟市文化財センター運営協議会の委員の公募に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟市文化財センター運営協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

### (委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

### (応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する満18歳以上の者
- (2) 本市職員及び本市議会議員ではない者
- (3) 本市の附属機関等の委員ではない者

### (応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名（ふりがなを記載）、生年月日及び連絡先を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、電子メール等により応募するものとする。

2 応募を受け付けた場合は、応募者に対し、適宜の方法により受け付け確認の連絡をするものとする。

### (選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「新潟市文化財センター運営協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募のつど設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 文化スポーツ部長
- (2) 歴史文化課長
- (3) 文化財センター所長

### (選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

### 附 則

この要領は平成24年12月1日から施行する。

### 附 則

この要領は令和4年11月10日から施行する。